



# (第4次) 菊池市

# 男女共同 参画計画

概要版

2022→2026年度  
(R4) (R8)

2022(令和4)年 3月  
熊本県 菊池市

菊池市では、平成17年に「菊池市男女共同参画推進条例」を制定するとともにこれまで3次にわたって「菊池市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画に関する取組を進めてまいりました。

この度、社会情勢の変化や法制度の拡充、市民意識の変化等を踏まえ、本市の男女共同参画社会の実現に向けた取組を更に推進していくことを目的として、新たに「(第4次)菊池市男女共同参画計画」(計画期間:令和4年度～令和8年度)を策定しました。

# 1 計画の体系

基本理念を実現するために、4つの重点目標と、12の施策の基本的方向、72の具体的施策、17の数値目標を掲げています。

## 【基本目標】

男女がともに輝き、支えあう持続可能な社会の実現

## 【重点目標】

### 重点目標 1

あらゆる分野における女性の参画拡大

- ◆(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ◆(2) 就業や雇用分野における男女共同参画の推進
- ◆(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のための支援
- ◆(4) 農林業における男女共同参画の推進
- (5) 地域における男女共同参画の推進

### 重点目標 2

男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現

- (1) あらゆる暴力の根絶
- (2) 生涯を通じた女性等の暮らしや健康の支援
- (3) 男女共同参画の視点からの防災の推進

### 重点目標 3

男女共同参画社会実現のための意識改革

- (1) 男女共同参画の実現に向けた意識啓発の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

### 重点目標 4

推進体制の充実

- ◆(1) 市の推進体制の強化
- (2) 国・県・市民・各種団体等との連携



## 2 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「菊池市男女共同参画推進条例」第10条の規定に基づき策定するものであり、本市における男女共同参画社会の形成に向けた施策についての基本的な計画です。

また、この計画の以下の部分は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に規定する「女性活躍推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に位置付けます。

	重点目標	施策の基本的方向
◆女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」	①あらゆる分野における女性の参画拡大	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (2)就業や雇用分野における男女共同参画の推進 (3)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のための支援 (4)農林業における男女共同参画の推進
	④推進体制の充実	(1)市の推進体制の強化
●DV防止法に基づく「市町村基本計画」	②男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	(1)あらゆる暴力の根絶

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

## 4 計画の基本理念

菊池市では、菊池市男女共同参画推進条例第3条に、基本理念として次の6つを定めています。

<p><b>1 男女の人権の尊重</b></p> <p>男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い(明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱い含む。)を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。</p>	<p><b>2 社会における制度又は慣行についての配慮</b></p> <p>社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならないこと。</p>
<p><b>3 政策等の立案及び決定への共同参画</b></p> <p>男女が、社会の対等な構成員として、市及び事業者における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。</p>	<p><b>4 家庭生活における活動と他の活動の両立</b></p> <p>家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすること。</p>
<p><b>5 生涯を通じた健康への配慮</b></p> <p>男女が対等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重され、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮されること。</p>	<p><b>6 国際的協調</b></p> <p>男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならないこと。</p>

# 重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大

## 社会の基盤づくり

男女がともに対等なパートナーとして男女共同参画社会を実現するためには、だれもが参画できる環境づくりが求められます。身近な地域活動において男女共同参画の取組を推進するとともに、さまざまな視点や発想を取り入れることができるよう、あらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めます。

また、将来にわたり活力ある社会を持続させるためには、男女がともに仕事と生活が調和した多様な働き方が可能になる環境づくりが必要であり、またその能力を十分に発揮できる機会を確保することが重要です。就労の場においてだれもが働きやすい環境づくりに向けた支援を行います。

### 対応するSDGsのゴール



## 施策の基本的方向

### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- |                        |                            |
|------------------------|----------------------------|
| 1. 各種審議会委員等への女性委員登用の推進 | 2. 女性の登用についての啓発及び情報提供      |
| 3. 女性人材の育成             | 4. 「菊池市女性人材バンク」の整備促進と積極的活用 |

### (2) 就業や雇用分野における男女共同参画の推進

- |                            |                                   |
|----------------------------|-----------------------------------|
| 5. 各種労働関係法の事業主・労働者双方への情報提供 | 6. 職場における性別役割分担意識解消への啓発           |
| 7. 女性の就労に関する職域の拡大支援及び情報提供  | 8. ハラスメント等の防止に向けた支援               |
| 9. 職場における男女共同参画推進          | 10. 管理職への女性の積極的登用等に取り組む事業所への表彰の推奨 |

### (3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のための支援

- |                                    |                               |
|------------------------------------|-------------------------------|
| 11. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に対する理解促進 | 12. 男性にとっての男女共同参画の理解促進        |
| 13. 起業支援                           | 14. 再就職等支援                    |
| 15. 育児・介護休業の取得促進                   | 16. 育児・介護サービスの利用による仕事と家庭の両立支援 |
| 17. 男女共同参画の視点に立った子育て支援のための環境整備の促進  | 18. 多様なニーズに対応した保育サービスの拡充      |
| 19. 介護体制の拡充及び介護者支援の充実              |                               |

### (4) 農林業における男女共同参画の推進

- |                          |                     |
|--------------------------|---------------------|
| 20. 家族経営協定などによる就労環境改善の推進 | 21. 女性の起業活動に対する情報提供 |
|--------------------------|---------------------|

### (5) 地域における男女共同参画の推進

- |                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 22. 自治公民館活動の支援      | 23. 住民参画による施設整備の推進    |
| 24. 地域を基盤とした団体活動の促進 | 25. 地域活動団体のネットワーク化の推進 |
| 26. 男女共同参画推進リーダー育成  |                       |

# 重点目標2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現

## 生涯を通じて健やかで心豊かに暮らす

すべての人が互いの人権や性の違いを尊重し、生涯を通じて健やかで心豊かに暮らせることは男女共同参画社会の形成の基盤となります。特に女性は妊娠や出産などを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することがあるため、「性と生殖に関する健康/権利(リプロダクティブヘルス/ライツ)」の視点も含め、男性の理解を促すとともに、生涯を通じて心身ともに健康で安心した暮らしができるよう健康づくりの支援を行います。

また、女性に対する暴力は、互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、重大な人権侵害です。そのため、あらゆる暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発、被害の未然防止、被害者への支援に取り組みます。

### 対応するSDGsのゴール



## 施策の基本的方向

### (1) あらゆる暴力の根絶

- |                        |                                  |
|------------------------|----------------------------------|
| 27. DV防止のための周知と啓発      | 28. DV及びストーカー被害に関する相談窓口の充実及び心的ケア |
| 29. DV及びストーカー被害者の安全の確保 | 30. 関係機関等とのネットワークの充実             |
| 31. 法的な助言、情報提供         | 32. 個人情報の保護                      |
| 33. 就労の支援              | 34. 女性に対するあらゆる暴力への対策             |
| 35. 子どもに対する支援          | 36. 外国人へのDVに関する支援                |
| 37. 若年層への予防啓発          |                                  |

### (2) 生涯を通じた女性等の暮らしや健康の支援

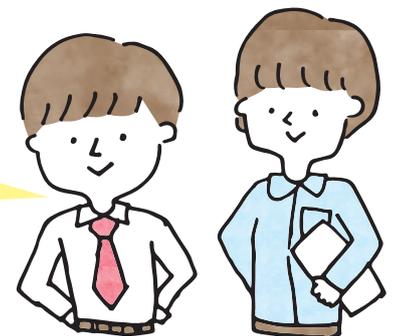
- |                            |                        |
|----------------------------|------------------------|
| 38. ひとり親家庭の自立支援            | 39. 法に基づいた制度による経済的な支援  |
| 40. 健康づくり意識の普及・啓発          | 41. 健康教育及び相談体制の充実      |
| 42. 健康診査実施体制の充実と受診勧奨       | 43. 安全・安心に妊娠・出産できる環境整備 |
| 44. 高齢者の自立支援と地域活動への参加促進    | 45. 障がいのある人への支援        |
| 46. 国際理解と国際交流の推進           | 47. 日本語指導を必要とする子どもへの支援 |
| 48. 性的指向、性自認に関する理解促進のための啓発 |                        |

### (3) 男女共同参画の視点からの防災の推進

- |                   |                                  |
|-------------------|----------------------------------|
| 49. 防災会議への女性の参画拡大 | 50. 防災対策・避難所の運営・相談支援などへの女性の視点の確保 |
|-------------------|----------------------------------|

### 男女共同参画社会とは…?

「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」をいいます。



# 重点目標3 男女共同参画社会実現のための意識改革

## 男女共同参画社会の理解を高める

男女共同参画社会の実現に向けて大きなハードルとして、人々の意識の中に根強く残っている固定的な性別役割分担意識や固定観念を示す無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)などの存在があります。これらの解消に向けて、お互いを認め合い、多様な選択ができるよう男女共同参画の理解促進の広報・啓発を行うとともに、子どもたちが互いを尊重する心を育み、個性と能力を発揮できるよう、幼少期からの男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進します。

### 対応するSDGsのゴール



## 施策の基本的方向

### (1) 男女共同参画の実現に向けた意識啓発の推進

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 51. 広報・啓発活動の拡充     | 52. ともに社会を担う意識づくり |
| 53. 市の刊行物などの表現への留意 | 54. 市民意識調査の実施     |
| 55. 取組情報の収集・提供     |                   |

### (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- |                            |                          |
|----------------------------|--------------------------|
| 56. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実  | 57. 保育・教育関係者に対する研修の充実    |
| 58. 多様な選択を可能にする指導の充実       | 59. 学校環境の見直し             |
| 60. 命の教育としての性教育の充実         | 61. 男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実 |
| 62. 生涯学習に対する情報の収集・提供及び参加促進 | 63. 人権に関する学習と理解の促進       |
| 64. 家庭教育・社会教育における学習機会の充実   |                          |

# 重点目標4 推進体制の充実

## 男女共同参画社会の推進に向けた体制づくり

国・県・関係機関との協力体制を強化し、連携して男女共同参画計画の取組を進めます。また、市民や各種団体・事業者などとの協力体制を構築し、施策の効果的な実施に向けた取組を推進します。

### 対応するSDGsのゴール



## 施策の基本的方向

### (1) 市の推進体制の強化

- |                       |                             |
|-----------------------|-----------------------------|
| 65. 職員等の意識啓発及び推進体制の強化 | 66. 庁内推進会議の充実               |
| 67. 計画の進行管理           | 68. 女性職員に対する能力向上のための研修機会の確保 |
| 69. 男性職員に対する育児休業取得の促進 | 70. 市役所内における女性管理職登用の推進      |

### (2) 国・県・市民・各種団体等との連携

- |                       |                          |
|-----------------------|--------------------------|
| 71. 男女共同参画のための推進体制の整備 | 72. 国・県・他市町村や市民・各種団体との連携 |
|-----------------------|--------------------------|

## 5 数値目標

重点目標	数値目標	基準値 R2年度	目標 R8年度
<b>重点目標1</b> あらゆる分野における 女性の参画拡大	① 市の審議会などの女性委員の割合	30.0%	35.0% 以上
	② 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という言葉を知っている」及び「聞いたことがある」市民の割合	74.1% (R3年度実績)	90.0%
	③ 病児・病後児保育事業の申し込みに対する受入率	92.2%	95.0%
	④ 子育てサポートセンター事業利用延べ件数	79件	300件
	⑤ 家族経営協定締結農家数(認定農業者)	127戸	142戸
<b>重点目標2</b> 男女共同参画の 視点からの 安全・安心な 暮らしの実現	⑥ 「ドメスティック・バイオレンス(DV)」を知っている」及び「聞いたことがある」市民の割合	94.7% (R3年度実績)	100.0%
	⑦ 早期(妊娠11週以下)での妊娠届出率	94.5%	100.0%
	⑧ 「LGBTQ」を知っている」及び「聞いたことはある」市民の割合	65.1% (R3年度実績)	80.0%
	⑨ 防災会議における女性委員の割合	14.7%	30.0%
<b>重点目標3</b> 男女共同参画社会 実現のための 意識改革	⑩ 「男女共同参画社会基本法」を知っている」及び「聞いたことがある」市民の割合	74.0% (R3年度実績)	90.0%
	⑪ 「男女共同参画専門委員相談」を知っている」及び「聞いたことがある」市民の割合	27.7% (R3年度実績)	50.0%
	⑫ 「女性相談員」を知っている」及び「聞いたことがある」市民の割合	38.8% (R3年度実績)	50.0%
	⑬ 男女共同参画講座・研修等の参加者数	683人	800人
<b>重点目標4</b> 推進体制の充実	⑭ 市の男性職員の育児休業取得率	0.0%	15.0%
	⑮ 市の男性職員の配偶者出産休暇取得率	55.6%	80.0%
	⑯ 市の管理職(課長以上)に占める女性職員の割合	16.9%	30.0%
	⑰ 市の監督職(係長以上)に占める女性職員の割合	25.0%	30.0%

### 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)…?

一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。



## 相談窓口のご案内

相談内容	相談窓口	電話番号
DV、女性の悩み全般及びひとり親家庭の相談	菊池市役所:子育て支援課(女性相談員)	0968-25-1399
こども・子育てについての相談	菊池市役所:子育て支援課(家庭児童相談員)	0968-25-1399
DV電話相談	熊本県女性相談センター	096-381-7110
DV、ストーカーに関する相談	菊池警察署 刑事・生活安全課 警察相談専用電話 熊本県警察本部警察安全相談室	0968-24-0110(代) #9110 096-383-9110
性犯罪相談	熊本県警察本部捜査第一課 携帯電話専用 全国統一番号	0120-8343-81 096-384-1254 #8103(ハートさん)
性暴力被害の相談	性暴力被害者のためのサポートセンター ゆあさいどくまもと	096-386-5555

## ひとりで悩まずに **男女共同参画専門委員** にご相談ください。

専門委員(弁護士とカウンセラー)が対応いたします。

### 【相談内容】

- 夫・妻・パートナーからの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)、ストーカー行為
  - セクシュアル・ハラスメント、性別による不当な差別や嫌がらせ など
- ※但し、判決や裁判等により確定または係争中の事案等については調査致しません。

相談は無料(要予約)。秘密は守られます。

- 相談日/【弁護士】偶数月 【カウンセラー】奇数月
- 相談時間/13時30分～16時30分(1人1時間程度)

### 【予約・問い合わせ先】

菊池市役所 人権啓発・男女共同参画推進課  
TEL/0968-25-7210(直通)



## 女性人材バンク登録者募集 ～あなたの登録をお待ちしています～

より多くの女性の皆様に、審議会などの政策・方針決定過程の場へ参画していただくことを目的として、「菊池市女性人材バンク」を設置しています。随時「女性人材バンク」に登録していただく女性を募集していますのでお気軽にお申し込みください。

市の政策・方針決定の場で、あなたの意見を、菊池市の発展に活かしてみませんか？

### 菊池市 男女共同参画計画(概要版)

編集・発行/菊池市総務部 人権啓発・男女共同参画推進課 2022(令和4)年3月

〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地

TEL/0968-25-7210 FAX/0968-25-5720 e-mail:danjo@city.kikuchi.lg.jp